

民間資金の更なる活用の推進

令和 8 年度予算概算決定額 3,666百万円（前年度 3,925百万円）の内数
〔令和 7 年度補正予算額 8,313百万円の内数〕

<対策のポイント>
農業近代化資金について、貸付限度額を拡大した農業経営高度化資金を新たに追加する等により、民間資金の更なる活用を推進。

<事業目標>
担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

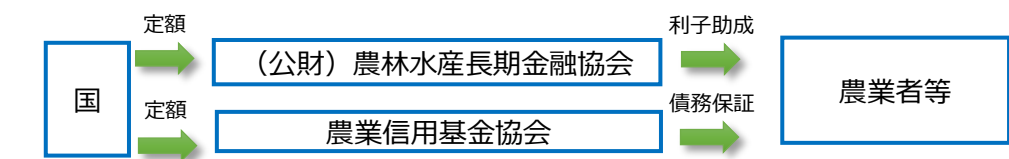
<事業の内容>
新たな農業近代化資金の内容
1 農業経営高度化資金
①貸付対象者：地域計画に位置付けられた農業者 等
②貸付限度額：農業者 個人 2 億円※、法人・団体 7 億円※（大臣特認の場合は特認額）
③償還期限：20年以内（据置期間 7 年以内）
④資金使 途：設備資金、長期運転資金、農地取得、借換え
※法律改正を前提
2 一般資金〔従来メニュー〕
①貸付対象者：農業者、共同利用事業者（農協、農協連合会等）
②貸付限度額：農業者 個人 18百万円、法人・団体 2 億円（大臣特認の場合は特認額）
共同利用事業者 15億円（大臣特認の場合は特認額）
③償還期限：農業者 15年以内（据置期間 7 年以内）、
共同利用事業者 20年以内（据置期間 3 年以内）
④資金使 途：設備資金、長期運転資金、共同利用施設の改良・造成等

<事業イメージ>

民間資金の活用関連予算

- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
- ・農業信用保証保険支援総合事業 等

<事業の流れ>



民間資金を原資とする低利の農業融資を促進

〔お問い合わせ先〕 経営局金融調整課（03-3501-3726）